

子発0401第17号
令和2年4月1日

各〔都道府県知事〕殿
〔指定都市市長〕
〔児童相談所設置市市長〕

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

「法務省児童虐待防止対策強化プラン」に基づく法務省児童虐待担当
窓口等の周知について

児童福祉行政の推進については、平素よりご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

児童虐待の防止につきましては、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議）等を踏まえ、関係府省において取組が行われているところですが、今般、法務省において児童相談所・市町村等の関係機関とより一層緊密に連携していくための「法務省児童虐待防止対策強化プラン」（令和2年2月6日）が策定されました。

このプランを踏まえ、法務省より、本年4月1日付で各地の法務省関係機関に児童虐待担当窓口を設置すること及び各機関で提供することができる資源・ノウハウについて、周知依頼がありました。

各自治体におかれては、児童相談所等の関係機関に法務省の担当窓口等を周知いただくとともに、例えば、刑事手続や非行等をテーマとする研修や講習会への講師派遣や児童虐待加害者のうち保護観察に付された者についての保護観察所との連携等について、積極的な活用につき、ご検討をお願いいたします。

都道府県におかれては、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いいたします。